



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

ハッピーになろう タイチフロンティア

0120-876-126

営業時間:月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)9:00～17:00

サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ
- ②基準価額のご照会
- ③給付金などの請求のお手続き
- ④目標値の変更など、ご契約内容の変更のお手続き



現在の積立利率、基準価額、「保険料円貨入金特約」「保険料外貨入金特約」「円貨支払特約」の為替レートなどは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。

●「ご契約状況のお知らせ・特別勘定四半期運用レポート」(年4回)

*3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況・特別勘定の運用状況を翌月下旬以降にご郵送します。

●「定額の円貨建年金保険への移行のお知らせ」

*ご契約時に「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加された方のみ、目標値到達時にご郵送します。

*移行後は「ご契約内容のお知らせ」を年2回ご郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約(契約の主体はお客さまと保険会社になります)であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店(みずほ銀行)の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

担当者(生命保険募集人)に関するお問合わせは、照会先[第一フロンティア生命03-6863-6211(大代表)]までご連絡ください。

ご確認ください事項

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、死亡給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」)に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「保護機構」によりご契約者の保護の措置※1が図られることとなりますが、この場合でも、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。その補償限度は、破綻時点の保険契約(再保険を除く)のうち、高予定利率契約を除き、責任準備金などの90%※2となっています。(2014年5月現在)
- 「保護機構」の詳細については、「ご契約のしおり」をお読みいただくか、生命保険契約者保護機構(TEL03-3286-2820・月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>)までお問い合わせください。
- ※1 生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への保険契約の移転や補償対象保険金の支払いに係る資金援助などにより、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐことなどにより、ご契約者の保護を図ることにしています。
- ※2 責任準備金は、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金などの支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことであり、特別勘定の責任準備金は、契約後の運用残高に相当する積立金額と同額となります。補償限度は、責任準備金などの90%であり、保険金額・年金額などの90%が補償されるものではありません。また、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金の10%が削減されるという意味ではありません。例えば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金の90%と移転費用の合計を上回る場合には、責任準備金の10%未満となる場合もあります。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身で申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金・金融債または投資信託ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりませんので元本の保証はありません。
- みずほ銀行がお客さまにご案内します保険商品について、お客さまがお申込みをされてもお申込みをされなくても、みずほ銀行とお客さまとの間の他の銀行取引(ご融資やご預金など)には全く影響はありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによってはみずほ銀行で保険のお申込みをいただけない場合があります。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返還金額などが借入元金合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

[募集代理店]

[引受保険会社]

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは窓口またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

(受付時間:月～金/9:00～17:00
12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く)



第一フロンティア生命保険株式会社

〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10

晴海トリニクスエア X棟15階

電話(03)6863-6211(大代表)

第一フロンティア生命
第一生命グループ

お客さまサービスセンター **0120-876-126**

営業時間:月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)9:00～17:00

◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

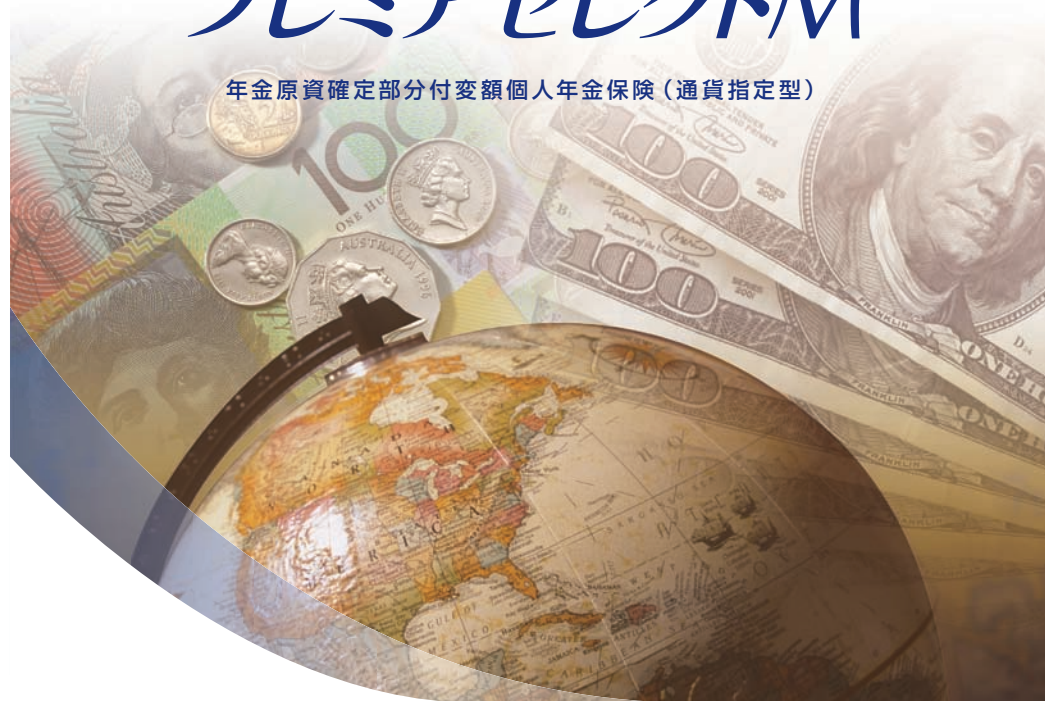
14年7月版

◎B14F0059(2014.5.23) 営業F2587-02 '14年6月作成 ラ

第一フロンティア生命の外貨建変額個人年金保険

プレミアセレクトM

年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)



この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

この書面は「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。なかでも、主な免責事由やご契約中の他の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご理解のうえ、お申し込みください。



[募集代理店]

[引受保険会社]



みずほ銀行



第一フロンティア生命
第一生命グループ

しくみと特徴

プレミアセレクトMでは、2つの通貨・

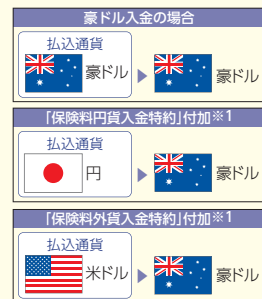
好金利の 豪ドル・基軸通貨の 米ドル

通貨
を
セレクト

ステップ1 ご契約時

- 通貨・最低保証を選びます。
- 一時払保険料が **定額部分** **変額部分** の2つの部分に分かれます。
*変額部分の割合は「100%保証」の方が高くなります。▶P11

豪ドル・100%保証 を
選んだ場合のイメージ図



初期費用の負担は
ありません。



※1 適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定のレートとなり、毎営業日、第一フロンティア生命のホームページに公示されます。

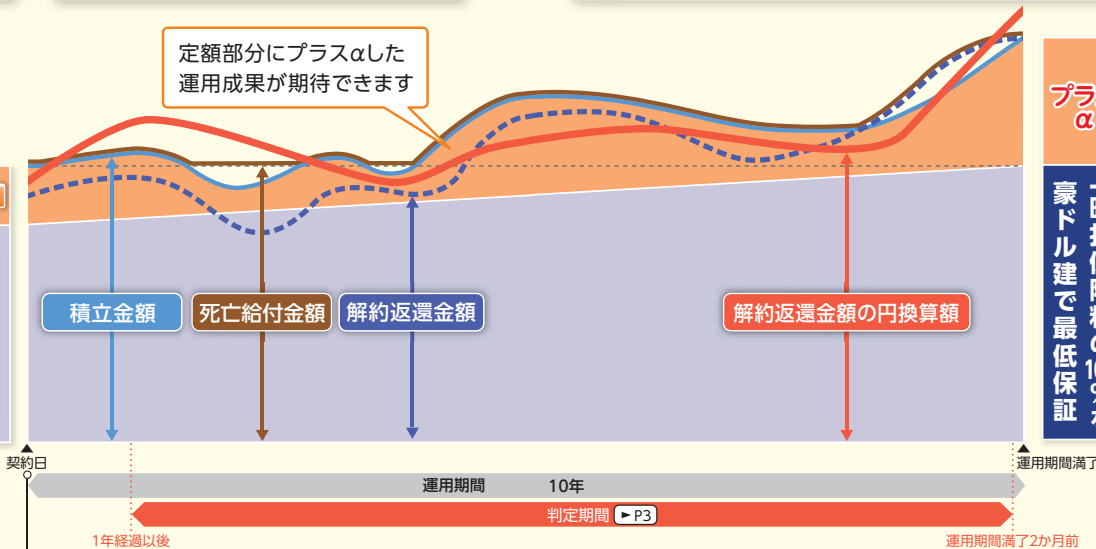
契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日となります。
「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に繰り入れます。

ステップ2 運用期間中

魅力ある外貨で運用します。

- 定額部分** ご契約に適用される積立利率で、確実にふやします。
- 変額部分** 市場環境の変化に対応して、積極的に収益の獲得をめざします。

定額部分にプラスαした
運用成果が期待できます



プラス
α

年金原資額
豪ドル建てで最低保証

お受取方法

一括受取

運用期間満了時の年金
原資額が受け取れます。

または

年金受取

open

ふえたら早く受け取りたい！
という方はこちらをお開きください。

⚠️
ご注意

この商品は、第一フロンティア生命を
引受保険会社とする生命保険であり、
預金とは異なります。

2つの最低保証からお選びいただくことができます。

最低保証
を
セレクト

大きくふやす期待がもてる **100%保証**・確実にふやせる **115%保証**

ステップ3 運用期間満了時

- **定額部分** のみで、一時払保険料 (基本保険金額) の **100%** **115%** を外貨建てで最低保証します。
- **変額部分** で、プラスαの運用成果が期待できます。

用語について	変額部分 (運用実績連動部分) 特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。
	定額部分 (定率部分) 一般勘定で運用し、運用期間満了時の積立金額が、年金原資保証率に基づいてご契約の際に確定する部分をいいます。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。

⚠️
ご注意

負担していただく主な費用について ▶P21, 22

運用期間中は、変額部分について保険契約関係費 (特別勘定の資産総額に対して年率1.85%)、および資産運用関係費 (信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して年率0.20% (税抜き)) を負担していただきます。年金支払開始日以後は、保険契約関係費 (年金管理費) (受取年金額に対して1.4% (円貨で年金を受け取る場合は0.35%)) を負担していただきます。

変額部分の投資リスクについて (損失が生じるおそれ)

変額部分について、日本を含む先進国の株式、米国債券、先進国の通貨、商品 (コモディティ)、為替取引などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながるから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約する場合のリスクについて (損失が生じるおそれ)

定額部分について市場価格調整を行うこと、変額部分について投資リスクがあること、解約の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて (損失が生じるおそれ)

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額を下回る場合や、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

商品パンフレット



豪ドル建

運用の シミュレーション

前提条件

積立利率

2.63% (2014年2月末の豪ドル10年金利スワップレートを参考)

費用

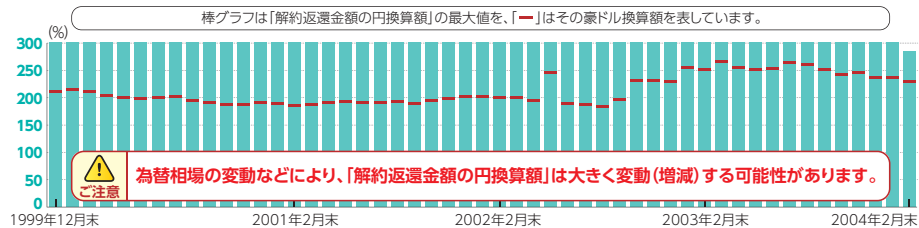
保険契約関係費・資産運用関係費控除後、受取時の課税前

100%保証

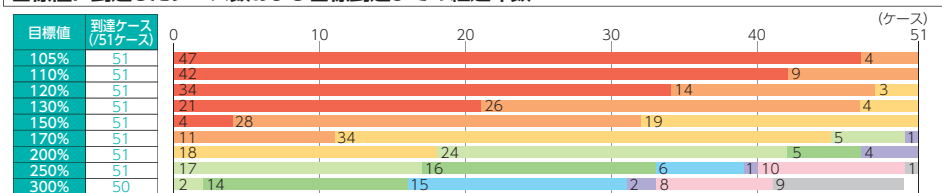
(定額部分 77.2% 変額部分 22.8%)

参考1 判定期間中の解約返還金額の最大値シミュレーション (1999年12月末～ 200

この商品で設定可能な円換算の目標値300%までのシミュレーション (目標値250%と300%はご契約後の変更



目標値に到達したケース数および目標到達までの経過年数



前提条件

一時払保険料の定額部分と変額部分の割合
積立利率を2.63%で固定しているため、年金原資保証率
ごとの全ケースで割合は同じです。

為替レート

毎日のSPOTレート(Bloombergデータをもとに
第一フロンティア生命が作成)を使用しています。

積立利率

2.63% (2014年2月末の豪ドル10年金利スワップレートを参考)

費用

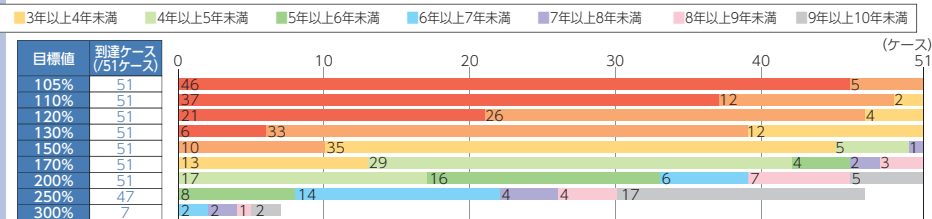
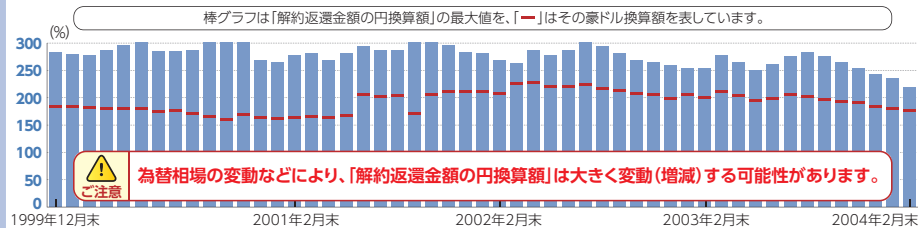
保険契約関係費・資産運用関係費控除後、受取時の課税前

115%保証

(定額部分 88.8% 変額部分 11.2%)

4年2月末に運用を開始する51ケース

時に指定できます)



目標値到達判定期間

契約日の1年経過以後から運用期間満了の2か月前まで毎日判定しています。

その他

定額部分の積立金額に適用される市場価格調整を
考慮しています。

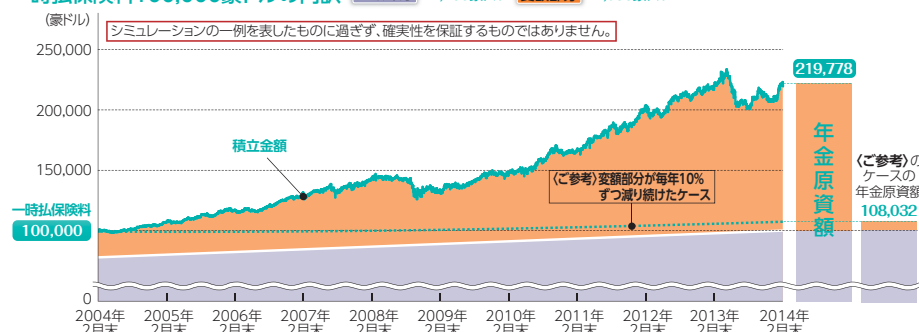


目標値に到達したケース数および経過年数は、確実性を保証するものではありません。

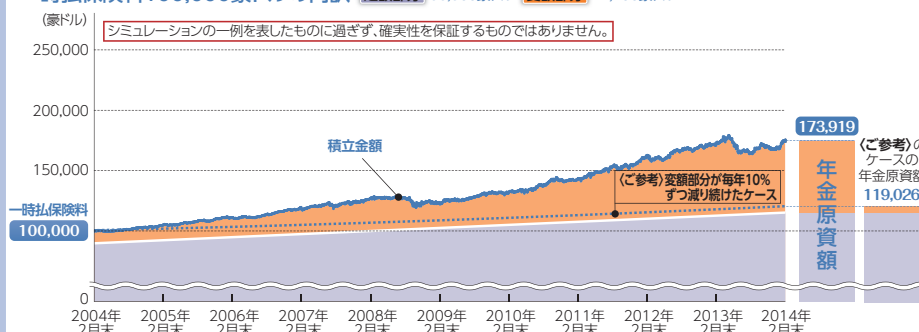
参考2 積立金額(豪ドル建)および年金原資額(豪ドル建)のシミュレーション (2004年

2月末～ 2014年2月末の1ケース)

一時払保険料100,000豪ドルの内訳 定額部分 77,200豪ドル 変額部分 22,800豪ドル



一時払保険料100,000豪ドルの内訳 定額部分 88,800豪ドル 変額部分 11,200豪ドル



・上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。また、将来の
・変額部分における資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2014年2月末時点の税率(一律5%)で
計算しています。

運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



米ドル建

運用の
シミュレーション

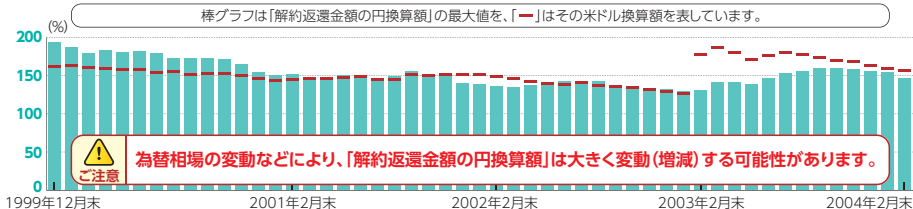
	積立利率	費用
前提条件	1.32% (2014年2月末の米ドル10年金利スワップレートを参考)	保険契約関係費・資産運用関係費控除後、受取時の課税前

100%保証

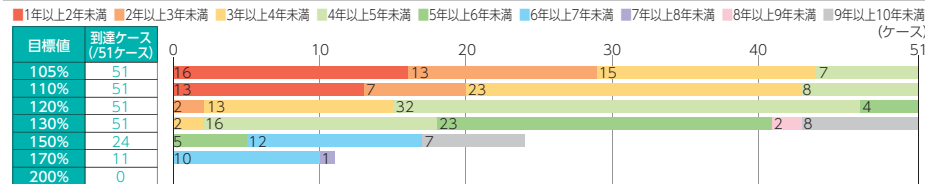
(定額部分 87.8% 変額部分 12.2%)

参考3 判定期間中の解約返還金額の最大値シミュレーション(1999年12月末～2004年2月末に運用を開始する51ケース)

この商品で、ご契約時に設定可能な円換算の目標値200%までのシミュレーション



目標値に到達したケース数および目標到達までの経過年数

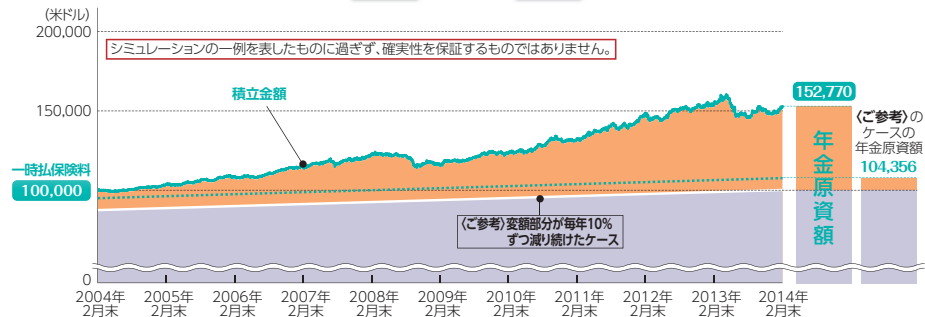


前提条件	一時払保険料の定額部分と変額部分の割合	為替レート	目標値到達判定期間	その他
	積立利率を1.32%で固定しているため、全ケースで割合は同じです。	毎日のSPOTレート(Bloomberg データをもとに第一フロンティア生命が作成)を使用しています。	契約日の1年経過以後から運用期間満了の2か月前まで毎日判定しています。	定額部分の積立金額に適用される市場価格調整を考慮しています。

目標値に到達したケース数および経過年数は、確実性を保証するものではありません。

参考4 積立金額(米ドル建)および年金原資額(米ドル建)のシミュレーション(2004年2月末～2014年2月末の1ケース)

一時払保険料100,000米ドルの内訳 定額部分 87,800米ドル 変額部分 12,200米ドル



115%保証 は、前提条件の積立利率1.32%ではご契約いただけないため、シミュレーションを作成できません。

上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。
また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
変額部分における資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2014年2月末時点の税率(一律5%)で計算しています。

契約締結前交付書面

(契約概要／注意喚起情報)

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたいきますようお願いいたします。
「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

きたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込み例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などに

この冊子では、分かりやすさの観点から約款上の用語をつぎのとおり表記しています。

約款に記載の名称	この冊子での表記
定率部分	定額部分
運用実績連動部分	変額部分

1 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10 晴海トリトンスクエアX棟15階
- 電話 03-6863-6211(大代表)
- ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険のポイントは以下のとおりです

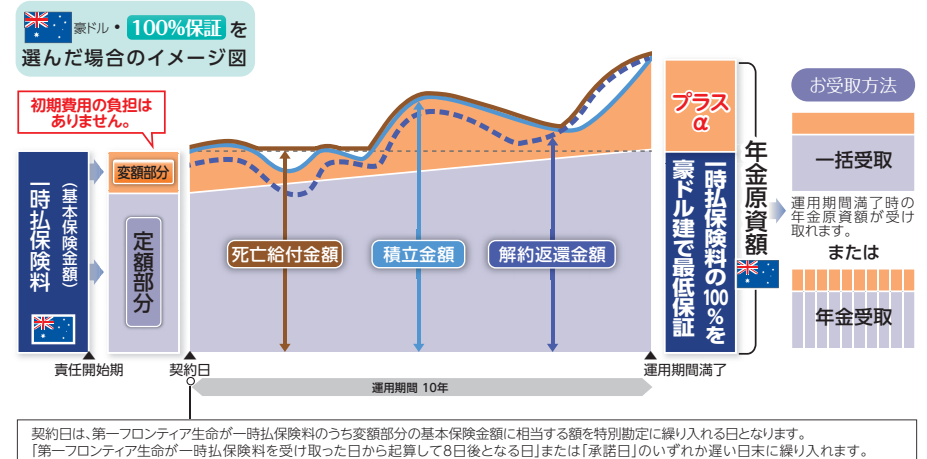
- この保険は、一時払保険料を定額部分と変額部分に分けて運用し、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の外貨建の変額年金保険です。
- 基本保険金額に年金原資保証率*を乗じた金額が、年金原資額として定額部分のみで最低保証され、変額部分で更なる運用成果の上乗せをめざします。積立金額は、定額部分の積立金額および変額部分の積立金額の合計額となります。
- (1) 定額部分について
第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日における積立利率を適用し、運用期間満了時の積立金額が、年金原資保証率*に基づいてご契約の際に確定する部分をいいます。
※「基本保険金額」に対する「年金支払開始日の前日における定額部分の積立金額」の割合で、この保険では100%または115%となります。
- (2) 変額部分について
特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。
- 積立利率は、毎月2回(1日と16日)、指標金利(指定通貨の10年金利スワップレート)に基づいて第一フロンティア生命が定めた利率のことで、定額部分に適用します。
- 外貨建の年金原資額や死亡給付金額が、外貨建の一時払保険料相当額を下回することはありません。
- 年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りも選択できます。
- 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」の付加により、「基本保険金額の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を確保して定額の円貨建の年金保険に移行します(移行後の積立金額は、当社所定の利率による利息をつけて年金支払開始日の前日まで積み立てます)。

<この保険のリスク>

- 変額部分について、日本を含む先進国の株式、米国債券、先進国の通貨、商品(コモディティ)、為替取引などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 定額部分について市場価格調整を行うこと、変額部分について投資リスクがあること、解約の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額を下回る場合や、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

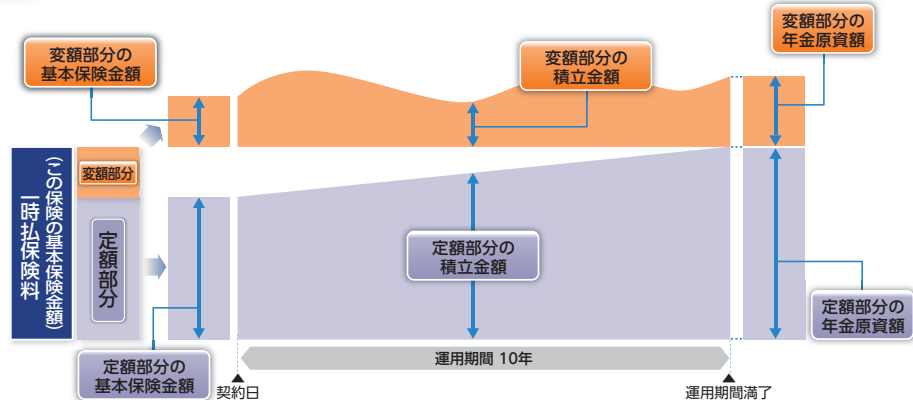
3 この保険のしくみ図は以下のとおりです

この保険は、外貨建の変額年金保険です。



*上記のしくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。
*「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加し、目標値に到達した場合のイメージは、P14をご参照ください。

4 一時払保険料について、定額部分と変額部分の2つの部分に分けて運用を行います



(1) 定額部分

- 定額部分の基本保険金額とは、一時払保険料のうち定額部分に充当する金額のことをいい、定額部分の年金原資額(基本保険金額の100%または115%に相当する額)を確定するため契約の際に必要な金額を、適用される積立利率を用いて計算します。

$$\text{定額部分の基本保険金額} = \text{この保険の基本保険金額} \times \text{定額部分の割合} \times \frac{\text{年金原資保証率}(100\% \text{または} 115\%)}{(1 + \text{適用される積立利率})^{10}}$$

- * 定額部分の基本保険金額の単位は1米セントまたは1豪セントとし、端数については小数第1位を切り上げます。
- * 定額部分の割合の単位は0.1%とし、端数については小数第2位を切り上げます。

- 定額部分の積立金額とは、定額部分の基本保険金額と同額を、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月日数に基づき計算する金額のことをいいます。

(2) 変額部分

- 変額部分の基本保険金額とは、一時払保険料のうち変額部分に充当する金額のことをいい、この保険の基本保険金額から定額部分の基本保険金額を差し引いて計算します。

$$\text{変額部分の基本保険金額} = \text{この保険の基本保険金額} - \text{定額部分の基本保険金額}$$

- 変額部分の積立金額とは、変額部分の基本保険金額と同額を特別勘定で運用し、特別勘定資産の運用実績により定まる金額のことをいいます。

ご参考 定額部分および変額部分の基本保険金額の計算例など

① 定額部分および変額部分の基本保険金額の計算例

指定通貨が豪ドル、一時払保険料(この保険の基本保険金額)が100,000豪ドル、適用される積立利率が2.5%、年金原資保証率100%の場合の例

$$\begin{aligned} \text{定額部分の基本保険金額} &= \text{この保険の基本保険金額} \times \frac{\text{年金原資保証率}}{(1 + \text{適用される積立利率})^{10}} \\ &= 100,000 \text{豪ドル} \times \frac{100\%}{(1 + 2.5\%)^{10}} \\ &= 100,000 \text{豪ドル} \times 78.2\% (\text{小数第2位を切り上げ}) \\ &= 78,200 \text{豪ドル} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{変額部分の基本保険金額} &= \text{この保険の基本保険金額} - \text{定額部分の基本保険金額} \\ &= 100,000 \text{豪ドル} - 78,200 \text{豪ドル} \\ &= 21,800 \text{豪ドル} \end{aligned}$$

② 定額部分および変額部分の割合の例

適用される積立利率		1.0%	1.5%	2.0%	2.5%	3.0%	3.5%
年金原資保証率	100%保証	定額部分の割合	90.6%	86.2%	82.1%	78.2%	74.5%
		変額部分の割合	9.4%	13.8%	17.9%	21.8%	25.5%
	115%保証	定額部分の割合	ご契約 いただけません		94.4%	89.9%	85.6%
		変額部分の割合			5.6%	10.1%	14.4%

5 年金または死亡給付金をお支払いします

年金

- 年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

年金の種類		年金受取開始年齢※
確定年金	年金受取 年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。 年金受取期間中に被保険者が死亡した場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。 この場合、未払年金現価のお受取りに代えて、年金を継続して受取ることもできます。	10歳～90歳
一括受取 (年金原資の一時支払)	一括受取 年金原資額を一括受取することができます。 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。	

※ 年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

注1 年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

注2 年金額が3,000米ドル、3,000豪ドル、円貨の場合は30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします(3年確定年金の場合を除く)。

注3 年金のお受取りに代えて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます(未払年金の一括払)。

注4 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡した場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

死亡給付金

- 被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日末の基本保険金額、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。

- 年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰延べについての詳細は、P18をご参照ください。

- 「目標値到達時定期元金連年保険移行特約」を付加し、定期の元金連年保険への移行後に被保険者が死亡された場合の死亡給付金額は、被保険者が死亡した日における移行後積立金額となります。

*責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、死亡給付金をお支払いできないことがあります。詳しくはP25および「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

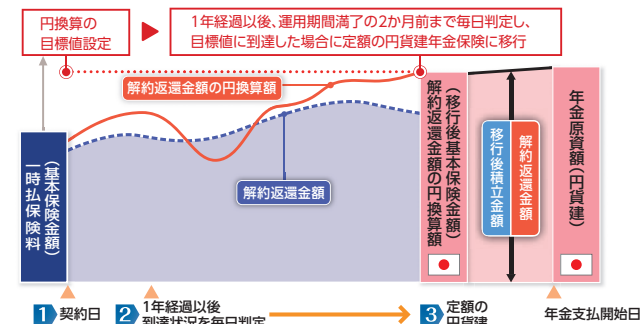
年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受け取りは円貨でのお受け取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

6 この保険には付加できる特約があります

目標値到達時 定額円貨建 年金保険 移行特約	■ご契約時のみ付加できます（ご契約後に付加することはできません）。 ■「基本保険金額の円換算額（判定基準金額）」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、定額の円貨建年金保険に移行します。 ■目標値は105%または110～200%から10%きざみで指定いただけます。目標値は契約後も、到達判定日まで限り、変更できます。変更時にはさらに250%、300%も指定いただけます。 *市場環境（「ご契約のしおり・約款」をお読みください）によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。
保険料 円貨入金特約	■保険料を円貨でお支払いいただくことができます。 ■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
保険料 外貨入金特約	■保険料を指定通貨と異なる外貨でお支払いいただくことができます。 ■指定通貨への換算に適用する為替レート（クロスレート）は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
円貨支払特約	■年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。 ■年金などのご請求の際に、その受取人からのお申出により付加できます。 ■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ■円貨による年金受取の選択は、第1回の（特約）年金の請求の際に限ります。また、円貨による年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに年金額を計算します。
死亡給付金等の 年金払特約*	■死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■ご契約時に付加できます。また、年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、ご契約者からのお申出により付加できます。 ■特約年金の受取回数は、所定の回数（5回～40回（5回きざみ））から選択いただけます。

※特約年金額は、死亡給付金額をもとに、特約年金受取開始時点の基礎率など（予定利率など）に基づいて算出されますので、特約年金支払開始日まで確定しません。
 ※特約年金受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。
 ※特約年金額が当社所定の金額に満たない場合は、特約年金にかえて一時金にてお支払いします。また、特約年金の受取回数は、支払事由発生前に限り変更することができます。なお、特約年金受取人が複数名の場合の受取回数については受取人全員が同一となりますが、支払事由発生後において一部の受取人の特約年金額が当社所定の金額に満たない場合は、その受取回数を変更することができます。

7 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加し、設定した目標値に到達した場合に定額の円貨建年金保険に移行します



*上記のしくみ図は、定額部分および変額部分を分けて記載しています。

1 目標値設定

■目標値は、「基本保険金額の円換算額（判定基準金額）※1」に対する「解約返還金額の円換算額※2」の割合です。

※1 一時払保険料を第一フロンティア生命に着金した日の判定基準為替レートで円換算した金額となります。なお「保険料円貨入金特約」を付加した場合は円貨払込金額と同額、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は外貨払込金額を第一フロンティア生命に着金した日の判定基準為替レートで円換算した金額となります。

※2 解約返還金額を判定日の目標値判定為替レートで円換算した金額となります。

判定基準為替レート	TTM + 50 銭
目標値判定為替レート	TTM - 50 銭

*TTM（対顧客電信売買相場仲値）は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

*左記の為替レートは 2014 年 5 月現在の数値であり、将来変更することがあります。

■目標値は、以下から指定いただけます。

105% または **110% ～ 200%** （10% きざみ）

■目標値到達までは、目標値を何度でも変更することができます。変更時はさらに 250%、300%も指定いただけます。

2 到達状況の判定

■契約日から 1 年経過以後より、運用期間満了の 2 か月前まで、到達状況を毎日※3 判定します。

※3 月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）

3 目標値に到達した場合には、自動的に円貨で運用成果を確保し、定額の円貨建年金保険に移行

■目標値に到達した日（到達判定日）の翌々営業日（移行日）に、到達判定日末の「解約返還金額の円換算額」を移行後基本保険金額とする定額の円貨建年金保険に移行します。なお、到達判定日から移行日前日の解約返還金額は変動（増減）します。

■移行後基本保険金額は、年金支払開始日の前日までの期間（移行後積立期間）、第一フロンティア生命所定の利率で積み立てます（積み立てられる金額を移行後積立金額といいます）。

■年金支払開始日は、移行日から起算して 1 年を経過した日の直後に到来する年単位の契約応当日、またはご契約の締結の際に定められた年金支払開始日のいずれか早く到来する日となります。

■年金支払開始日の前日における移行後積立金額を年金原資額とし、年金原資額の一括受取または年金受取ができます。

*解約および年金原資額の一括受取の税務のお取り扱いにつきましては、契約日からの年数により異なります（なお、5年以内の場合は源泉分離課税の対象として、源泉徴収されます）。詳しくは P28 をお読みください。

■移行後積立期間には、ご契約を解約して移行後積立金額をお受取りいただくこともできます（市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません）。

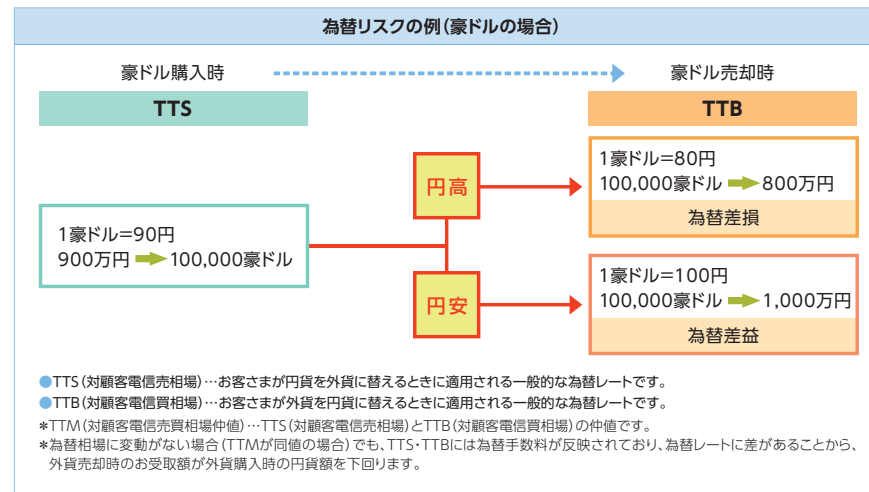
8 運用期間、契約年齢、保険料の払込方法などは、以下のとおりのお取扱いとなります

基本保険金額 (一時払保険料 もしくは 各払込金額)	最低	指定通貨で入金する場合	米ドル 20,000米ドル	豪ドル 20,000豪ドル
		「保険料円貨入金特約」を 付加する場合	円 200万円	
		「保険料外貨入金特約」を 付加する場合	払込通貨:米ドル/指定通貨:豪ドル 20,000米ドル	払込通貨:豪ドル/指定通貨:米ドル 20,000豪ドル
	最高	*保険料の払込単位は、円:1万円、米ドル:1米ドル、豪ドル:1豪ドル。 5億円相当額※ ※第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額個人年金保険に加入されている場合、基本 保険金額は通算して5億円相当額を超えることはできません。		
運用期間		10年		
契約年齢		0歳～80歳(契約日における被保険者の満年齢)		
年金受取開始年齢		10歳～90歳		
年金受取人		ご契約者または被保険者から指定		
死亡給付金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。		
後継年金受取人		被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。		
年金受取期間の変更		年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います。		
年金支払開始日の変更		年金支払開始日の繰延べを取り扱います。		
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。		
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約 返還金計算日とし、その日末の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。		
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。		
	減額	取り扱いません。		
契約者貸付		取り扱いません。		

9 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

10 この保険には為替リスクがあります

■詳細はP10をご参照ください。



11 ご契約を解約した場合、解約返還金が支払われます (減額の取扱いはありません)

解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

解約返還金額

解約返還金計算日※末のつぎの金額となります。
※請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約返還金計算日とします。

$$\left[\text{定額部分の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \right] + \text{変額部分の積立金額} - \text{解約控除の額}$$

市場価格調整(定額部分の積立金額に適用されます)

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。このため、解約の際の市場金利に応じて定額部分の価値が変動し、解約返還金額が増減します。

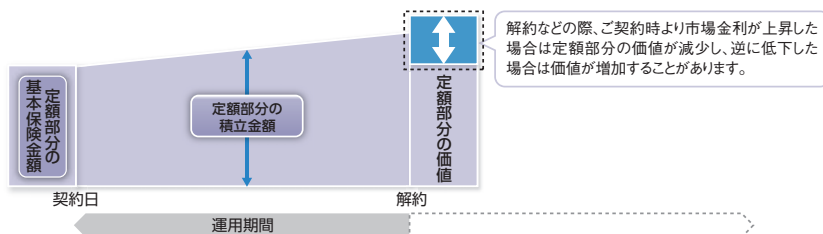
■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + 0.45\%} \times \frac{\text{残存月数}}{12}$$

*[適用されている積立利率]とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。

*[解約返還金計算日の積立利率]とは、解約返還金計算日にこの保険契約の一時払保険料を当社が受け取り、この保険契約と同一の年金原資保証率、通貨および特別勘定が指定された新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率とします。

*「残存月数」とは、運用期間の満了日までの月数をいい、1か月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。



■「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の円貨建年金保険への移行後は市場価格調整を行いません。

解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約控除の額} = \text{この保険の基本保険金額} \times \text{解約控除率(下表参照)}$$

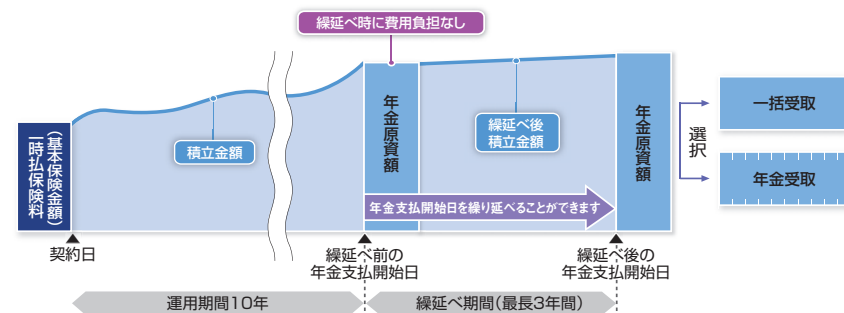
解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%

■「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の円貨建年金保険への移行後は解約控除はかかりません。

12 年金支払開始日を繰り延べることができます

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で繰り延べるすることができます。
- 繰延べ期間は最長3年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- 繰延べ前の年金支払開始日の前日末における積立金額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます(積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます)。
- 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金受取開始時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されます。
- 繰延べ期間には、ご契約を解約して繰延べ後積立金額をお受取りいただくこともできます(市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません)。
- 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の円貨建年金保険に移行した場合であっても、年金支払開始日を繰り延べるすることができます。ただしこの場合、繰延べ期間は最長1年となります。
- 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して目標値に到達せず、年金支払開始日を繰り延べた場合、繰延べ期間中の目標値への到達状況の判定は行いません。



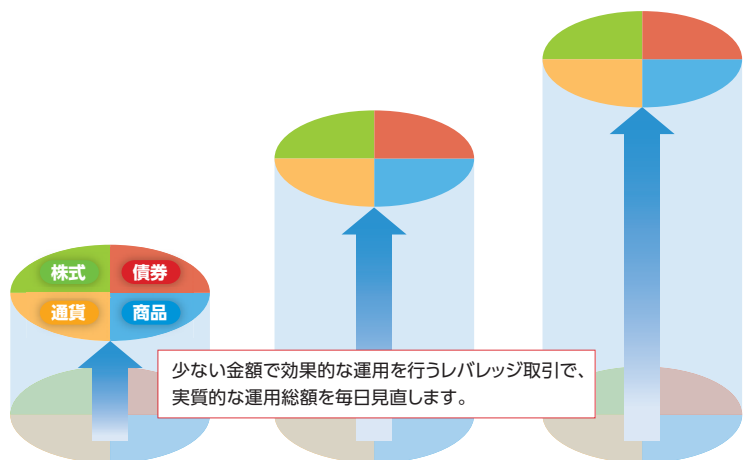
* 上記のしくみ図は、定額部分および変額部分を分けて記載しています。

13 変額部分における特別勘定の概要とその投資リスクは以下のとおりです

■変額部分における特別勘定は、以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。詳しくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

指定通貨	米ドル	豪ドル
特別勘定の名称	グローバル分散型(米ドル)	グローバル分散型(豪ドル)
主な投資対象となる投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド12VA (適格機関投資家限定)	DIAM世界アセットバランスファンド9VA (適格機関投資家限定)
運用会社	《DIAMアセットマネジメント株式会社》 1999年に第一ライフ投信投資顧問、興銀NWアセットマネジメント、日本興業投信の3社が合併して設立された運用会社です。運用力の強化、グローバルな情報収集・投資戦略を計画・実行するため、100%出資による子会社をロンドン、ニューヨーク、シンガポール、香港に有し、世界的視野に立った調査・運用体制を実現しています。	
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、 年率0.20%(税抜き) の1/365を毎日控除します。	
投資方針	日本を含む先進国の株式、米国債券、先進国の通貨、商品(コモディティ)、為替取引などを実質的な投資対象とする投資信託に投資し、特別勘定資産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。	

変額部分の「少ない金額で効果的な運用を行う」しくみ



このしくみにより、基準価額は大きな価格変動を伴います。よって、大きな収益を得られる可能性がある一方、大きな損失となる可能性もあります。変額部分がゼロになる可能性はありますが、マイナスになることはなく、定額部分に影響を与えることはありません。

■各資産クラスの構成要素は、以下のとおりです。詳しくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

主な投資対象	構成要素
株式	MSCI ワールド指数
債券	ML 10年米国債先物指数
通貨	ML FXアービトラージ指数
商品	ML コモディティ指数

■変額部分の投資リスクの詳細は次のとおりです。詳しくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

株価変動リスク	株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株式の価格は大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、特別勘定の基準価額の下落要因となる可能性があります。
金利変動リスク	金利変動を受けて債券の価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。この特別勘定では、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により特別勘定の基準価額の下落要因となる可能性があります。
商品(コモディティ)の価格変動リスク	商品の価格が、需給関係や為替、金利変動などの様々な要因により大きく変動するリスクをいいます。需給関係は、天候、作況、生産国の政治、経済、社会情勢の変化などの影響を大きく受けます。一般に、商品価格が下落した場合、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
信用リスク	株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。また、投資対象となる投資信託はオプション取引を行います。そのため、オプション取引の相手先が債務不履行または支払不能に陥った場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
流動性リスク	市場や関連する先物市場の流動性が低くなるリスクをいいます。特に、コモディティ市場の流動性は、国内外の先進国の株式市場、国債市場や為替市場等と比較すると相対的に低いとされています。一般に、影響の大きな事象の発生が起った場合、流動性の高い市場よりも大きな価格変動となり、特別勘定の基準価額の大きな変動の要因となります。

■特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法について将来変更することがあります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

14 お客さまに負担していただく諸費用があります

■費用の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい
込みいただきますようお願いいたします。
この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の

い事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し
内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。



お客さまに負担していただく諸費用について

■この保険にかかる費用は、運用期間中は変額部分における「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。ただし、解約時には、この他に「解約控除」がかかります。また、外貨のお取扱いに必要な費用を負担していただくことがあります。

運用期間中

- ①定額部分における費用
直接負担していただく費用はありません。積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用をあらかじめ差し引いております。
- ②変額部分における費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 死亡給付金の最低保証やご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 1.85%	左記の年率の1/365を変額部分の積立金から毎日控除します。
資産運用関係費* 運用にかかわる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して 年率 0.20%(税抜き)	左記の年率の1/365を投資信託の信託財産から毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2014年5月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

■特定のご契約者に負担していただく費用

項 目	費 用	時 期
解約控除 解約した場合にかかる費用です。	この保険の基本保険金額に経過年数別の解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は下表参照	解約した時に控除します。 (P17をご参照ください)

解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%

*移行後積立期間中に解約した場合、解約控除はかかりません。

年金受取期間中

項 目	費 用
保険契約関係費 (年金管理費)* 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 1.4% (円貨で年金を受け取る場合は 0.35%)

※年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2014年5月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

- 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、「円貨支払特約」を付加して年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨でお受け取りになる場合、および「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して定額の円貨建年金保険に移行した場合

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM + 50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM - 50銭
「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM - 50銭

- 「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払い込みいただく場合

払込通貨	指定通貨	「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート)
米ドル	豪ドル	(米ドルのTTM - 25銭) ÷ (豪ドルのTTM + 25銭)
豪ドル	米ドル	(豪ドルのTTM - 25銭) ÷ (米ドルのTTM + 25銭)

*上記の為替レートは、2014年5月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金、給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。



変額部分の投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

- この保険の変額部分の積立金は、特別勘定で運用・管理されます。特別勘定は、日本を含む先進国の株式、米国債券、先進国の通貨、商品(コモディティ)、為替取引などで実質的に運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などが基準価額の下落要因となります。
- 基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額などに反映されるため、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分にご確認ください。



解約する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

定額部分について市場価格調整を行うこと、変額部分について投資リスクがあること、解約の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。



為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額を下回る場合や、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

1

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- お申込者またはご契約者は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払いいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内(土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます)**であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)を**することができます**。
- お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便により第一フロンティア生命あてに送付してください。
 <送り先> 〒104-8691 日本郵便株式会社 晴海郵便局 郵便私書箱第510号
 第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター
- お申込みの撤回などがあった場合、お払いいただいた金額を全額お返しいたします。
- 一時払保険料充当金(「保険料円貨入金特約」を付加した場合は円貨払込金額、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は外貨払込金額)と同額をお払いいただいた通貨でお返しいたします。お客さまが外貨をお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。
- ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。
- クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度」をお読みください。

2

告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

3

定額部分に適用される積立利率は、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから一時払保険料を当社が受け取った日までの間に積立利率が変更された場合、一時払保険料を当社が受け取った日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- なお、定額部分の積立金額は、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月日数に基づき計算する金額となります。

積立利率は、指定通貨の10年金利スワップレートを指標金利とし、その指標金利を参考に、保険契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を差し引いた利率となり、この保険では、定額部分に適用されます。

4

保障の開始(保障の責任開始期)、契約日および特別勘定による運用の開始日は以下のとおりとなります

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が**一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます**。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険の契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日となります。
- 第一フロンティア生命は、第一フロンティア生命の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します(保有口数の算出日は第一フロンティア生命がその額を特別勘定に繰り入れる日となります)。

保険料を銀行などからの借入金で調達した場合、運用実績によっては解約返還金などが借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入を前提としたお申込みはお取り扱いできません。

5 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど)
- 死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

6 解約返還金額が増加または減少することがあります

- 解約返還金額の計算方法など詳細はP17をご参照ください。

7 この保険には為替リスクがあります

- 詳細はP23をご参照ください。

8 第一フロンティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9 現在ご契約中の他の保険契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の他の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の他の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の他の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の他の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

10 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- 特別勘定の廃止に伴う積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2か月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

11 お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、その期間(以下「取引停止期間」といいます)中、以下のとおり取り扱いいます。
- 保険契約のお申込みについては、取引停止期間中は受付を行いません。すでにお申込みを受け付けていた場合でも、そのお申込みはなかったものとして取り扱いいます。なお、その特別勘定資産の売買が再開された日から受付を開始します。
- 解約については、取引停止期間中もお申出の受付を行います。ただし、その特別勘定資産の売買が再開された日の翌営業日に解約されるものとし(解約が延期されます)。この場合、その解約される日を解約返還金計算日とします。なお、その特別勘定資産の売買が再開された日までに、ご契約者よりお手続きの中止のお申出があった場合は、その請求がなかったものとして取り扱いいます。
- ご契約時に「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加し、目標値の変更または特約の解約(以下「目標値の変更など」といいます)をする場合は、取引停止期間中もお申出の受付を行います。ただし、その特別勘定資産の売買が再開された日の翌営業日に目標値の変更などが行われるものとし(目標値の変更などのお手続きが延期されます)。なお、その特別勘定資産の売買が再開された日までに、ご契約者よりお手続きの中止のお申出があった場合は、その請求がなかったものとして取り扱いいます。
- お手続きの停止、延期および取消しを行う場合、第一フロンティア生命の当社および各募集代理店において掲示を行うとともに、第一フロンティア生命ホームページ(<http://www.d-frontier-life.co.jp/>)にてお知らせします。

12 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険協会に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

13 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

14 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター  0120-876-126 ハッピーになろう ダイアフロント 営業時間: 月曜日～金曜日(祝日・年末・年始などの休日を除く)
9:00～17:00

15 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取扱いは2014年5月現在のもです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。つぎの記載内容は、これを加味しています。

外貨建の保険契約のお取扱い

■つぎの基準により円貨に換算したうえで、円貨建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

項目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返還金	源泉分離課税となる場合	解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
死亡給付金	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
年金原資額の一時支払	所得税(一時所得)となる場合	年金支払開始日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
(特約)年金		(特約)年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)

*TTM(対顧客電信売買相場仲値)、TTB(対顧客電信買相場)についてはP16をご参照ください

*「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については円貨払込金額となります。

*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。

*「円貨支払特約」または「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加した場合で、当社が、年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

■お払いいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。

介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

*契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人が配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。
--------------	---

運用期間中

■解約時の差益に対する課税

契約日から5年以内の解約	契約日から5年超の解約
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1) + 住民税

■死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※1) + 住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算の上、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

年金受取期間中

■一括受取(年金原資額の一時支払)時の課税

契約日から5年以内の一括受取	契約日から5年超の一括受取
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1) + 住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

■年金受取時の課税

年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
所得税(雑所得※2) + 住民税	所得税(一時所得※1) + 住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

※1 一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$$

(受取額) (払込保険料) (50万円)

※2 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます)、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。